

鹿水給第 182 号  
平成23年6月30日

指定工事事業者 各位

鹿児島市水道局  
給排水設備課長  
(公印省略)

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式(普通式)の導入について(再通知)

平素より、本市上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、以前も通知したとおり、水道局では平成23年4月から共同住宅についても一戸建て住宅と同じように各戸にメーターを設置し、検針及び料金等の徴収を行う「普通式」を導入しましたが、この制度の内容を十分理解されていない状況が散見されます。

特に、遠隔指示メーターの取替えを依頼された場合は、同封の「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式(普通式)の概要」などを活用し、普通式のメリット、デメリットを十分説明したうえで、所有者の意向を確認するようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら給排水設備課へお問合せください。

問い合わせ先

給排水設備課

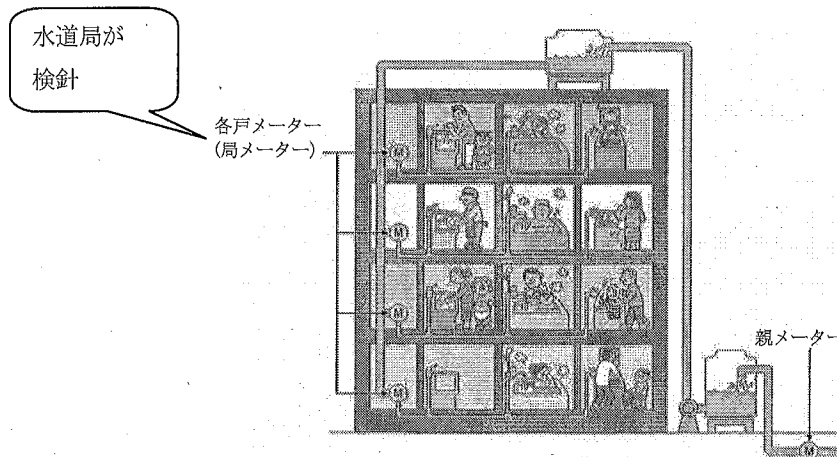
工事受付係 TEL 099-213-8521

南部審査係 TEL 099-213-8523

北部審査係 TEL 099-213-8524

## 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式（普通式）の概要

「普通式」とは、水道局が共同住宅の各戸にメーターを設置し、各戸メーターの検針及び水道料金等の徴収を行う方式で、平成23年4月から導入しました。



### (1) 「普通式」の主な適用条件等

- ① 水道局が給水する民間の共同住宅（住居が2戸以上）であること。
- ② 各戸メーターの設置場所等は、検針・取替等、維持管理に支障がないなど、水道局の定めるメーター設置基準に適合していること。
- ③ オートロックの場合、その解除方法を届け出ること。 など

※ 既存の共同住宅を普通式に変更する場合、次の条件が加わります。

- ① 共同住宅の所有者等が設置した各戸メーターは、水道局に無償譲渡すること。  
ただし、普通式の申請書受理日において、各戸メーターの検定有効期限が6か月以上残っていることが条件です。  
なお、各戸メーターの検定有効期限が6か月未満又はメーターが設置されていない場合は、所有者等で新たに設置していただきます。  
このとき、遠隔指示メーターは、通常の平型メーターに取替えることもできます。
- ② 普通式の申請前に、給排水設備課と事前協議を行うこと。  
「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書」が必要なときは、水道局のホームページからダウンロードすることができます。  
「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書」  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/var/rev0/0034/6971/kakkome-ta-jizenkyougi.pdf>

(2) 事前協議に必要な書類等（給排水設備課への提出書類）

- ① 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書
- ② 既存の共同住宅を表す図面等{位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図(既存の写しでも可)、メーター室詳細図(メーター設置図、平面図及び側面図)、メーター(室)現況写真}
- ③ 各戸メーター一覧表(又は、遠隔指示メーター検満取替表)
- ④ その他、管理者が必要とする書類

(3) 給水負担金の取扱い

- ① 既存の共同住宅を普通式に変更する場合は、基本的に給水負担金は不要です。  
ただし、内部の改造工事や給水方式の変更などに伴い、親メーターの口径が大きくなる場合は、現在の親メーター口径に基づく負担金と、変更後の親メーター口径に基づく負担金との差額を負担していただくこととなります。  
※既存の共同住宅とは、平成23年3月31日までに給水負担金を納入した建物です。

- ② 平成23年4月1日以降に工事申請(建築)する共同住宅で「普通式」を選択される場合は、親メーターの口径に基づく給水負担金ではなく、各戸メーターの口径に基づく給水負担金の合計額(戸数分)を負担していただきます。

(普通式の給水負担金の算定例)

10戸の共同住宅で共同の散水栓が1箇所設置してある場合

(各戸及び散水栓のメーター口径は13mmとする)

$$73,500円 \quad \times \quad 11戸 \quad = \quad 808,500円$$

(各戸メーター口径φ13の給水負担金額) (戸数+共用施設) (納める給水負担金額)

(4) その他

- ① その他の詳細は、水道局ホームページに掲載しています。  
「共同住宅における各戸検針及び各戸徴収」  
[http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index/s\\_ryoukin/\\_38862.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index/s_ryoukin/_38862.html)  
お客さまへの説明や問合せなどに印刷して活用してください。
- ② 従来どおり、遠隔指示メーターにより各戸検針及び各戸徴収を行う「遠隔式」や、親メーターを検針し、建物全体分の水道料金等を一括徴収する「一括式」(アパート料金適用を含む。)を選択することもできます。